

熊野田小学校いじめ防止基本方針

豊中市立熊野田小学校
令和2年(2020年)6月15日

豊中市いじめ防止基本方針〔平成29年(2017年)4月策定〕により本校のいじめ防止基本方針を再度策定します。

I、いじめの定義

『いじめ』とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校において、当該児童との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(携帯電話・インターネット・SNS等を通じて行われるものを含む。)であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

留意点

「いじめ」には多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に見るのではなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

日々児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど、いじめに関して、「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらずに、ささいな変化や初期段階のトラブルにも心を配るように努める。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

II、いじめ防止について

- (1) いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、その子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、教育を受ける権利をも著しく奪う、まさに重大な人権侵害であること、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、教職員各々がその役割と責任を自覚する。

- (2) 「いじめはどの子どもにも、どこの学校でも、起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実をすべての教職員が認識し、いじめの未然防止に取り組む。
- (3) 全教職員は、児童のいじめに関する情報を見聞きしたときには、どんな些細なことであっても親身に対応する。
- (4) 児童に対しては、全校集会や学級活動において、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- (5) 学校や学級において、人権尊重の精神がみなぎる学習環境を構築し、人権感覚を育む学習活動を総合的に推進するとともに、児童のコミュニケーション能力や社会性を育むことにより、他人の気持ちを共感的に理解し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験交流活動などの推進し、豊かな情操を養う。
- (6) 集団づくりにおいて、すべての児童一人ひとりが活躍できる場や他者の役に立っていると感じることができる機会を提供することにより「認められている」「他者の役に立っている」という自己肯定感や自己有用感を育む。勉強や人間関係等でストレスを感じることがないように、児童一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに取り組んだり、異学年交流などで相手をいたわり思いやる気持ちを育てたりする。また、ストレスを感じた場合でも、遊びやスポーツ、読書などで発散したり、誰かに相談したりしてストレスに適切に対処できる力・ストレスマネジメント教育に取り組む。
- (7) 児童会などの活動をとおして、児童らが積極的にいじめの問題について学び、いじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- (8) いじめ防止について、学校の特色に応じた具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方を学ぶ。
- (9) 未然防止の取り組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心となり点検を行う。
- (10) 地域との連携 あいさつ運動の推進
放課後や休日に保護者が仕事で留守になる家庭の児童には、地域子ども教室への参加を呼びかけ、地域ボランティアとの心の交流を図る。また、地域行事や世代間交流などへの積極的な参加を呼びかけ、行事を通して地域への所属意識を持たせるとともに、多くの大人に守られているという安心感を持たせる。学校でのあいさつ運動を地域・保護者に広げ、あいさつで地域が一体となって児童を見守る体制をつくる。

Ⅲ、いじめの早期発見について

- (1) いじめは他の児童の目が行き届かない時間帯や場所で行われたり、遊びを装って行われたりしているなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。このことを全教職員で認識し、些細な兆候であってもいじめの可能性を見逃さず、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、積極的に認知する。
- (2) 子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、対策組織に報告し、他の教員とともに情報共有するとともに、迅速に初期対応をおこなう。
- (3) 学校基本方針に基づく年間計画に位置付けられた定期的なアンケート調査(生活アンケート)を実施するとともに、教育相談の実施や、電話相談の窓口の周知等、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- (4) 早期発見の取り組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行う。

Ⅳ、いじめへの対処について

- (1) いじめ発見、通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに対策組織に報告し、他の教職員とともに情報共有するとともに、速やかに関係児童から丁寧に事情を聴き取るなどして、事実確認を行い、いじめの有無を確認する。いじめ(いじめの可能性)が確認された場合は、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先する。
- (2) 事実確認の結果は、速やかに関係児童の保護者に連絡するとともに、法 23 条に則り市教育委員会児童生徒課生徒指導係へ報告する。特にいじめられた児童の保護者へは、家庭訪問などにより迅速に丁寧に事実確認を伝える。
- (3) 学校は、いじめられた児童の親しい友だちや家族と連携し、その児童に寄り添い支える体制をつくる。また、学校生活における安心、安全を最優先に確保するために、複数の教職員による見守り体制をつくる。当該児童が落ち着いて教育を受けられるために、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士などの専門家の協力を得るようにする。
- (4) いじめた児童の保護者へは、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携してその後の対応を行う。
- (5) いじめた児童への指導では、教員として、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然として姿勢で示し、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。いじめた児童が自己と向き合い、自分の行為の重大性を認識し、心から悔いる気持ちに至るよう粘り強い説諭や対話を行う。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該児童の健全な心の発達に配慮する。また、その指導において、十分な効果があげられることが困難な場合やいじ

めの行為が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察機関及び福祉関係機関等との連携により対処する。

- (6)いじめが起きた集団に対しての指導では、学級又は学年全体の話し合いを通して、見て見ぬふりをしていたり、おもしろがったり、はやしたてたりして見ていたことも、いじめられた児童にとっては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- (7)携帯電話やスマートフォンの所持率の増加により、不適切な書き込みによる被害が拡大している。不適切な書き込みを発見した場合などは、直ちに適切な処置をとる。また、不適切な書き込みをした児童へは、その行為がいじめであるばかりでなく、名誉毀損やプライバシーの侵害につながる恐れが強い重大な犯罪であることを毅然と指導する。また、学校における情報モラル教育を進める。
- (8)いじめへの対処の取り組みが成果をあげているかどうかについて、PDCAサイクルに基づき、対策組織が中心になり点検を行う。

V、本校の対策組織

(1)名 称 「教育相談委員会」

(2)構成員

校長、教頭、特別支援教育コーディネーター・生活指導担当、首席、指導教諭
養護教諭、学年代表、該当学年
※スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

(3)役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止 いじめの早期発見
- ウ いじめへの対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4)取組状況の把握と検証（PDCA）

教育相談委員会は、毎月1回開催し、いじめの未然防止や早期発見について検討会議をもつ。学校だよりや学級懇談会などで、学校の相談体制や相談の窓口を広く周知する。また、相談体制については、適切に機能しているか教育相談委員会で定期的に点検を行う。いじめの発見、通報を受けた場合は、早急に臨時で関係する学年等、関連のある教育相談委員会のメンバーがまず会議をもち、事案の情報を共有する。対応を協議し、対処にあたり、教育相

談委員会で情報を共有する。いじめへの対処の取組みが成果をあげているかどうかを教育相談委員会で検証する。問題によっては、スクールソーシャルワーカーによるケース会議を実施したり、関係機関と連携したりする。いじめ防止のための対策が上手くいかなかった場合の検証と学校のいじめ防止基本方針の見直しなどを行う。

いじめ問題のための学校体制

